

演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月29日策定
全国興行生活衛生同業組合連合会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、全国興行生活衛生同業組合連合会の会員の興行組合に属する会員が設置又は運営する演芸場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する「興行場」のうち演芸に係るものをいう。以下、同じ。）における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、「施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。」とされており、今後の施設の使用制限等が緩和されていくことが見込まれる。また、特定警戒都道府県においても、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とされており、博物館、美術館同様文化芸術に関する活動を行うための施設である演芸場においても、将来の再開を見据え、あらかじめ感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めておく必要がある。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、柳原 克紀 医師（長崎大学大学院）より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成した。

演芸場の施設を管理する事業者（以下、「施設管理者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設や興行の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。

各場において開館するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応いただきたい。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や興行の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下、「従事者」という。）のほか、演芸を鑑賞するために演芸場に来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

演芸場では、各種法令等により一定の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なことを踏まえ、以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱する。

3. 施設管理者が講じるべき具体的な対策

（1）リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者のほか、来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

また、興行については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否を判断する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、券売機等）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

(2) 施設内の各所における対応策

① 施設内共通

行列や混雑が想定される場所では、できるだけ2mを目安に（最低1m）の間隔を空けた整列を促す等の工夫を行う。

② 観覧席

- ・ 座席の最前列席は、舞台前から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した十分な座席の間隔の確保（前後左右を空けた席配置、距離を置くことと同等の効果を有する措置等）に努める。また、自由席の場合は定員を制限する。
- ・ 施設管理者は、各回の公演ごとに、その公演前に、観覧席のドアノブや手すり等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ）。
- ・ 施設管理者は、興行場法により定められた各都道府県が求める換気性能が確保できているか確認する。
- ・ 施設管理者は、休憩時や仲入りに扉を開放して、観覧席内の換気を行う。

③ 演芸場入口

- ・ 施設管理者は、来館者に手洗いの励行を促し、演芸場の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は定期的な交換を行う。

④ チケット窓口・もぎり

- ・ 対面で販売を行う場合、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。
- ・ もぎりの際は、手袋の着用を推奨する。
- ・ 不特定多数が触れやすい場所は定期的に消毒する。

⑤ ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 鑑賞前後に、人が滞留しないよう、段階的な出入り等の工夫を行う。
- ・ 人と人との距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

⑥ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は行わない。
- ・ 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を行う。消毒液を設置する場合には、定期的な交換を行う。
- ・ 混雑時は人と人との間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m））を空けて整列するよう促す。

⑦ 売店

- ・ 対面で販売を行う場合、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ トレイ等の消毒を徹底する。
- ・ 売店に関わる従業員は、マスク（必要に応じてフェイスガード）の着用と手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 多くのものが触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 幕間に余裕を持たせ、十分な清掃時間を確保する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

⑨ 楽屋・控室・バックヤード

- ・ 常時換気に努めること。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行うこと。
- ・ 利用者が密にならないように入場制限等を実施すること。
- ・ 手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を行い、対応が難しい場合には使い捨ての紙皿やコップを使用すること。
- ・ 機材や備品、用具等の取扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。

(3) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ マスク（必要に応じてフェイスガード）着用や手洗いを徹底する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

- ・ 自宅で検温を行うこととし、従事者は出勤した際に、時間帯の責任者に報告する。以下の場合には自宅待機とする。
 - ①発熱がある場合
 - ②新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合
 - ③過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4) 来館者に関する感染防止策

<公演前の対策>

① 来館者の把握

- ・ 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知する。
- ・ また、公演の企画にあたっては密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること。例えば、以下のような手段が考えられる。

—開場・休憩時間の延長

—入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化（目視や、スタンプを推奨する）

—入場待機列の設置（人と人との距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）

—大人数での来館の制限（団体販売の制限等）

—来館者と接触するような演出（来館者をステージに上げる等）は行わない

- ・ 来館者が多数になることが見込まれる公演については、各都道府県において示される対応に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防について対応を検討すること。
- ・ 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。

<公演当日の対策>

① 周知・広報

- ・ 感染予防のため、来館者に対し以下について周知する。
 - 発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある方、同居家族や身近な知人の感染が疑われる方、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等

への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある方には入場を控えていただく。

- 咳エチケット、マスク着用、手洗いや手指消毒の推奨
- 社会的距離の確保（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める）の推奨
- 出待ち入待ちは控えるよう呼びかける
- 差し入れは控えるよう呼びかける

② 来館者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場の取りやめを要請する。
 - ① 来館前に検温を行い、発熱がある場合
 - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
 - ④ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合
 - ⑤ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 入場時は、混雑しないよう、できるだけ2mを目安に（最低1m）の間隔を空けた整列を促す等の工夫を行う。
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、ゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。
- ・ 貸出物がある場合、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。

③ 来館者の感染防止策

- ・ マスク着用及び定期的な手洗いや手指消毒を奨励する。
- ・ 場内における大声等での会話の制限を要請する。

④ 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が公演中に発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を講じた上で対応する。対応の前後には手洗いや手指消毒を行う。
- ・ 速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

⑤ 来館者の退場時の対応

- ・ 退場時は、混雑しないよう、できるだけ2mを目安に（最低1m）の間隔を空け、列ごとに分けて退場を促す等の工夫を行う。

<公演後の対策>

① 保健所との関係

- ・ 公演における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。